

入札説明書 (業務委託)

気仙沼市病院事業の業務委託入札公告に基づく一般競争入札等については、関連法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（以下「入札参加資格」という。）

- (1) 入札期日において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 気仙沼市競争入札参加資格が承認された者であること。
- (3) 入札期日において、指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査を受けた後、本市入札参加資格の再承認を受けていること。
- (5) 銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査を受けた後、本市入札参加資格の再承認を受けていること。
- (6) 入札期日において、本市（本病院事業を含む。以下同じ。）と締結した契約に関し、債務不履行等により、本市と係争中の者でないこと。
- (7) 気仙沼市契約に関する暴力団等排除措置要綱別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。また、受注者が契約後、次の措置要件に該当することが判明したときは、契約を解除できるものとする。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
 - ① 登録業者の役員等（法人の場合は非常勤役員を含む役員若しくは支配人又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する者、個人の場合は本人又は支配人若しくは営業所の代表者）が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - ② 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力若しくは暴力団関係者を利用するなどしていたと認められるとき。
 - ③ 暴力団若しくは暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ④ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑤ 暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。

2 入札参加手続

- (1) 入札参加希望者は、次の書類を下記の提出先に提出すること。
 - ① 入札参加届出書（様式 1）
 - ② 実績に関する条件が付してある場合は、その実績を証明する書類（契約書の写し等）
 - ③ その他入札公告に記載のある書類
- (2) 入札参加の可否については入札公告に記載のある期日までに入札参加届出書に記載の電子メールアドレス宛に回答する。
- (3) 入札参加及び入札に係る書類作成等の費用は、参加届出者の負担とする。
- (4) 入札参加届出書及び入札説明書に関する提出先及び問い合わせ先（以下「入札・契約担当」という。）

気仙沼市立病院 経営管理部 総務課 管財係（気仙沼市立病院 3 階）
電話： 0226-22-7100 E-mail： hs-somu@kesennuma.miyagi.jp

3 業務仕様書等の閲覧

入札公告に係る業務仕様書、図面等（以下「業務仕様書等」という。）の閲覧及び問い合わせ先
気仙沼市病院事業局経営管理部医事課医事係
電話：0226-22-7100 E-mail：hs-iji@kesennuma.miyagi.jp

4 入札等

- (1) 入札者は、公告に係る業務仕様書等及び入札説明書を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札保証金は、原則的に免除とする。
- (3) 電報及び郵送による入札は認めない。
- (4) 入札回数は、3回までとする。
- (5) 入札書は、入札者が記名押印した市病院事業の様式で提出すること。市病院事業の様式と記載事項が同様である場合に限り自社の様式も可とする。
- (6) 代理人をもって入札する場合は、代理人は、入札者からの委任状を持参の上、入札書とともに入札執行者に提出しなければならない。この場合において、代理人が入札書を提出するときは、委任者を併記の上、代理人が自らの氏名を記載し、押印すること。
- (7) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札額とする。入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）は、消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札において、入札書の記載事項の訂正是、訂正印を押印することとする。ただし、入札金額の訂正是認めない。
- (9) 入札日において執行日時を経過して提出された入札書は、受理しない。
- (10) 入札において入札者等は、入札書に使用する印鑑を持参すること。入札者が代表者の場合で、押印する印鑑を持ち出せないときは、代表者の個人印を持参すること。

5 入札の辞退

- (1) 入札者等は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書により入札を辞退することができる。提出の方法は、直接持参するか電子メールによるものとする。なお、電子メールの場合は、前述した入札・契約担当の電子メールアドレスに送信すること。
- (2) 入札を辞退した者は、辞退を理由として以後の指名、入札参加等において不利益な取扱いを受けない。

6 入札の無効等

- (1) 入札公告に示した入札参加資格を満たしていない者の入札及び入札参加届出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。また、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時において1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札参加資格のない者に該当する。
- (2) 入札者等は、次のいずれかに該当するときは失格となり、再度入札には参加することができない。
 - ① 入札参加資格を満たしていない入札者等が入札したとき。
 - ② 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
 - ③ 入札者等が正当な理由なく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
 - ④ 最低制限価格を設けた場合において、入札者等が、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
 - ⑤ 入札者等が、公正な価格を害し若しくは不正の利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
 - ⑥ 入札者等が、正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

- (3) 次のいずれかに該当するときは、無効とする。ただし、再度入札に参加することを妨げない。
- ① 同一件名の入札において、入札者等が2以上の入札をしたとき。
 - ② 入札書等の内容又は提出方法に、次に掲げる事例等の不備があり、入札者等の意思が明確でないと認められるとき。
 - ア 入札等の記名押印及び訂正印を欠く入札
 - イ 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
 - ウ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - エ 鉛筆、シャープペン、温度変化により無色となるインキを用いたボールペン等、容易に訂正が可能な筆記具で記載した入札
 - オ 業務名等の錯誤がある入札

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格の制限範囲内で、最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者等にくじを引かせて落札者を決めるものとする。くじを引かない者があるときは、これに代わって市病院事業局職員がくじを引くものとする。
- (4) 落札者は、確認のため入札書又は見積書に押印するものとする。

8 隨意契約

- (1) 入札及び再度入札において落札者がないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号の規定による随意契約を行う。
- (2) 前号の随意契約は見積合わせによるものとし、回数の制限は設けない。

9 契約

- (1) 落札者は、契約書に記名押印し、入札・契約担当へ提出しなければならない。
- (2) 落札者が入札参加資格を有しなくなったときは、契約を締結しないことがある。
- (3) 落札決定した事業者は、消費税法に規定する課税事業者であるか、免税事業者であるかを契約書作成前に届けること。

10 入札参加届出書類等の入手方法

次の書類については、入札・契約担当から入札に参加を検討する者に配布する（希望する者には電子メールで送信する。）。なお、①及び⑤を除く様式については、市病院事業の様式と記載事項が同様である場合に限り自社の様式でも可とする。

- ① 入札参加届出書（様式1）
- ② 入札書（様式2）
- ③ 見積書（様式3）
- ④ 委任状（様式4）
- ⑤ 業務仕様書等に関する質問・回答書（様式5）